

平成30年6月18日

登録美術品の登録について

この度、「美術品の美術館における公開の促進に関する法律」に基づき、3件の美術品が登録美術品として登録されましたので、お知らせします。

詳しくは、別添1「今回の登録美術品について」を御覧ください。

なお、今回登録される3件の美術品は、千葉市美術館、東京国立近代美術館、東京国立博物館の各館において公開される予定です。

○登録美術品制度について（詳細は別添2）

本制度は、「美術品の美術館における公開の促進に関する法律」に基づくものであり、個人や法人が所有する優れた美術品を文化庁長官が登録美術品として登録し、美術館で積極的に公開することにより国民の美術品を鑑賞する機会を拡大することを目的としています。

所有者には、登録された美術品について、美術館で安全かつ適切な保管がなされることや、美術品による相続税の物納が容易になることなどの利点があり、これまでに77件8,389点の美術品が登録されています。

<担当> 文化庁文化財部美術学芸課

課長	圓入 由美（内線 2884）
美術館・歴史博物館室長	山崎 英司（内線 4795）
室長補佐	堀 敏治（内線 4798）
美術品登録調査官	松本 純子（内線 3152）
振興係長	田邊 翔（内線 2833）

電話：03-5253-4111（代表）

03-6734-2834（直通）

今回の登録美術品について

1 所有者：

下記①, ②：個人

下記③：個人

2 登録日：平成30年6月12日

3 公開美術館（予定）：

下記①：千葉市美術館（千葉市中央区）

下記②：東京国立近代美術館（東京都千代田区）

下記③：東京国立博物館（東京都台東区）

※公開のスケジュールは各館において決定されます。

4 登録美術品の概要：

	登録番号	美術品の名称	種類	制作時期	員数	備考
①	78	しほんたんさいふうう と こうず たのむら 紙本淡彩風雨渡江図 〈田能村 ちくでんひつ きちゅうのねんきあり 竹田筆／己丑ノ年記アリ〉	絵画	江戸時代 (19世紀)	1幅	重要美術品認定 (昭和11年9月12日)
②	79	かぜしょうしょうとしてえきすいさむし 風蕭々兮易水寒	絵画	昭和時代 (20世紀)	1幅	—
③	80	みんしんしよ が せんめんしゅう 明清書画扇面集	複合資料	明～清時代(15 ～19世紀)	843面	一部重要美術品認定 (昭和10年12月13日)

【登録番号78】

作品名：紙本淡彩風雨渡江図しほんたんさいふううとこうず〈田能村竹田筆たのむらちくでんひつ／己丑ノ年記アリきちゆうねんき〉

員数：1幅

法量・形状等：紙本淡彩，掛幅装かけふくそう，寸法：177.0×37.1cm

制作時期：江戸時代(19世紀)・文政12年(1829)

制作者：田能村竹田（1777—1835）

説明：

本作は、江戸時代後期の文人画家・田能村竹田の手になる作品である。

縦に細長い画面に、近景に風雨に揺れる樹木と川岸の人家，川を挟んで彼岸の遠景に岩山と山閣を配し，中景の波立つ川には，激しい風雨の中渡り来る小舟を一艘描く。小舟には傘みのや蓑で風雨を必死にしのぐ人物が描かれ，近景の家屋内には，小舟の方を見やる人物と，眠るような姿の人物が描かれる。建物や人物には淡彩が施され，濃淡の墨色が引き立てられている。画面上半部には岩山から吹き降ろす風雨や霧を表現するのか，帯状に白く塗り残された筋がある。

画面上部には，竹田による自題じだいが施されており，「南豊 田憲なんぽう でんけん」と署名する。自題中に「今茲己丑初秋，在大阪府」とあるように，本作は文政12年(1829)53歳の年に，大坂滞在中に制作されたことがわかる。

竹田の門人帆足杏雨ほあしきょううが編さんした『自画題語じがだいご』後編一に収載の「風雨渡江図」の題語は，本図のものと若干の異同があるが，これによれば，本図は竹田と親交のあった医師松本酔古まつもとすいこのために描いたものとされる。

竹田は晩年に繊細で味わい深い優品を多く残しているが，本作も竹田円熟期の作品であり，風雨にさらされる木々や山肌，小舟の動感に富んだ描写や，人物や川面の素朴な描写の味わいには見るべきものがある。本作は，重要美術品にも認定されており，田能村竹田の画技の水準を示す基準作として，重要な作品といえる。

(写真)



【登録番号79】

作品名： 風蕭々兮易水寒^{かぜしやうしやうとしてえきすいさむし}

員数：1幅

法量・形状等： 絹本墨画^{けんぽんぼく が} 掛幅装^{かけふくそう} 寸法：64.8×87.0cm

制作時期：昭和時代(20世紀)・昭和30年(1955)

制作者：横山大観^{よこやまたいかん} (1868—1958)

説明：

明治期の近代日本画草創期から戦前戦後を通じて日本美術界を牽引した画家横山大観^{けんいん}の作品である。大観はその生涯を通して多くの名作を残したが、本作は、昭和30年(1955)、大観87歳の作品である。

本作の画題「風蕭々兮易水寒」は、司馬遷^{しばせん}の『史記』^{しき}中の詩による。中国の戦国時代、燕^{えん}の太子丹^{たん}から秦王(のちの始皇帝)暗殺の密命を受けた荊軻^{しん}が、国境の川易水^{けいすい}のほとりで、見送りの人々と別れる際に、死を覚悟して詩を詠んだ。その詩「風蕭々兮易水寒^{かぜしやうしやうとしてえきすいさむし} 壯士一去不復環^{そ う し ひとたびさりとまたかえらず}」の一節をとる。

本作は、易水のほとりにたたずみ川向こうを見つめる一匹の犬と、独特な枝ぶりの柳を配し、その向こうにもやの立ち込める易水の川面^{かわも}を描く。胸を張り、足を踏ん張って立つ犬は、大観が所有した青銅製の犬の置物をモデルとしたのではないと言われる。独特の水墨技法が駆使された作品で、犬の眼には金泥が施され、画面右下には「大観」の落款と白文方印^{はくぶんほういん}が据えられている。全体に寂寥感^{せきりよう}が濃く、最晩年の大観の境地が反映されたものと思われる。

本作と同様の図様のものが他に数点確認されるが、本作は中でも優れた出来栄えのものであり、昭和30年の再興第40回日本美術院展覧会に出品されている。大観は亡くなる前年まで制作を続けたが、本作は結果として最後の院展出品作品となった。

本作は、大観の代表作の一つで、大観の事績をたどる上で欠かせない作品であり、学術的価値は高い。

(写真)



【登録番号80】

作品名： 明清書画扇面集

員数： 843面

法量・形状等： 16.4×50.3 cmほか、金箋墨書、紙本淡彩ほか

制作時期： 明～清時代（15～19世紀）

制作者： 惲寿平ほか

説明：

中国・明～清時代の書画名家の扇面形式によるコレクションで、中国近代の書画コレクションとして知られる小萬柳堂旧蔵品である。

もとは、中国泰州の人・宮本昂（字は子行）・昱（字は玉甫）兄弟が収集したものである。兄本昂は山東知県を、弟昱は直隸知県を務めた人物であるが、50年にわたる官遊の間任地において収集に努め、明～清時代の800余人の書画家の扇面を『書画扇存』6集、1053面という形でまとめた。これらの作品は、本昂の遺言により親戚であった廉泉（1863-1932）に譲渡された。

廉泉は江蘇無錫の人であり、清末に上海で教育事業や出版事業に携わった。また詩人や書画収集家としても知られる。小萬柳堂コレクションは、廉泉とその妻・呉芝瑛（1868-1933ないし1870-1937）とともに築かれたもので、呉芝瑛もまた、詩人や書家として知られ、慈善事業や婦女教育にも尽くしている。

廉泉は、大正時代に数回にわたり来日しているが、その際、自らのコレクションを持参し、東京大正博覧会や東京美術学校の展示会、神戸の南湖扇面美術館等でその一部を展観に供したり、図録や『扇面大観』等の選集の出版を行ったりしている。また、滞在中にコレクションの一部を売却しており、本扇面集も譲渡の交渉を大村西崖に託していることが知られる。

本作は、もとの『書画扇存』1053面のうち、210面が失われ、843面（書361面、画482面）からなる。初集から6集の各集が本集（上下）と別集（上下）の計24集にまとめられている。扇面は、それぞれ2つ折りの台紙の片面に貼り付けられ、本集は漆塗りの夾板で挟み、別集は紙帙でまとめる。宮兄弟の意になかった作品については、台紙に「宮子行同弟玉甫寶之」「宮子行玉甫共欣賞」の印が捺されている。

惲寿平や王鑑・呉歷等、明から清時代の書画家を伝称筆者とする作品が幅広くそろい、惲寿平の作品68面については、重要美術品に認定されている。当時好まれた明清の書画家の形式や書風・画風を伝え、明清の書画史を通覧する資料として、資料価値がある。また、コレクションの来歴も明らかであり、これだけ大量の扇面書画がまとまって伝存する価値は高く、公開され研究に供されることは意義がある。

(写真)



制度発足の経緯

近年、我が国において美術に対する人々の関心が高まり、美術館が増加するとともに、美術館を訪れる人数も増加している。一方、国内には優れた美術品が数多く存在すると思われるが、それらがすべて美術館において一般公開されているわけではなく、必ずしも十分に活用されないままになっていると思われる。

このような状況を踏まえ、国民の優れた美術品を鑑賞する機会の拡大を目的として、平成10年6月に「美術品の美術館における公開の促進に関する法律」が公布され、同年12月の施行により登録美術品制度が発足した。これまでに77件（8,389点）の美術品が登録された。（平成30年5月末現在）

なお、登録美術品制度の特例措置である相続税について、平成18年に初めて登録美術品で物納がなされた。また、平成24年にも2例目となる物納が行われている。登録美術品であった作品は物納後、引き続き契約美術館において公開され、活用が図られている。

制度概要

優れた美術品（※1）を文化庁長官が登録し、美術館（※2）において公開することにより、国民の優れた美術品を鑑賞する機会の拡大を促進する。

(1) 美術品の登録

美術品の所有者からの登録の申請に基づき、文化庁長官が有識者の意見を聴取した上で登録の可否を決定。

(2) 登録基準

「重要文化財に指定されたもの」若しくは、「世界文化の見地から歴史上、芸術上又は学術上特に優れた価値を有するもの」のいずれかに該当するもの。後者については、「我が国の国立美術館・博物館のコレクションの主要な部分を構成しうる価値を有する」作品。

(3) 登録美術品公開契約の締結

所有者は、登録美術品を公開する美術館と「登録美術品公開契約」を締結。契約は5年以上にわたって有効であること及び一方的に解約できないこと等を規定。（寄託よりも安定した公開が可能）

(4) 相続税の物納の特例措置

相続税を納付する際、登録美術品による物納を希望する場合は、物納が認められる優先順位が、一般の美術品の第3位から国債や不動産と同等の第1位となり、物納が容易となる。

（※1）絵画、彫刻、工芸品のほか書籍、典籍、古文書などの文字資料、考古資料、歴史資料など

（※2）博物館法で規定する登録博物館及び博物館相当施設のうち美術品の公開及び保管を行うもの

登録美術品の利点

(1) 所有者の利点

①美術品を「美術品のプロ」である美術館に任せられ、手元に置いておくより安心

美術品所有者はこの登録美術品制度により、登録美術品を契約美術館において専門家の手により安全かつ適切に保管、管理してもらうことができる。

②相続税の物納の特例措置

登録美術品の所有者が個人の場合は、相続が発生した場合、相続税について、登録美術品で物納しやすくなる。

相続税法上、相続税を金銭で納付することが困難な場合、金銭以外の相続財産で相続税を納付できるものとされているが、その際の優先順位は、

第1順位 国債及び地方債又は不動産及び船舶

第2順位 社債及び株式

第3順位 動産

であり、一般の美術品は第3順位の動産に含まれる。しかし、登録美術品を相続した場合には、一般の美術品とは異なり、物納の優先順位が国債や不動産等と同等の第1順位となり、登録美術品で物納することが容易となる。

(2) 契約美術館の利点

①安定した公開が可能

公開契約は、5年以上有効でありまた当事者が一方的に解約の申入れをすることができないことから、一定期間所蔵品と同様に安定かつ計画的に管理、保管をすることができる。この点で、通常の寄託契約と大きく異なっている。

②登録美術品が物納された後も継続して公開が可能

登録美術品が物納された後は、国は契約美術館に優先的かつ継続して無償貸与する予定なので、所蔵品と同様に継続して公開することが可能。

登録美術品公開までの流れ

美術品所有者が美術館へ相談（公開について、あらかじめ美術館の同意が必要）



美術品所有者から文化庁に申請（美術館の協力を得て申請書作成）



文化庁の審査（文化庁長官が、美術品に関し広くかつ高い見識を有する者の意見を参考に、登録の可否を決定）



登録の可否を申請者に通知



登録美術品所有者と美術館で公開契約の締結（登録通知を受けた日から3か月以内）



登録美術品の公開（国民の美術品を鑑賞する機会の充実）

●文化庁ホームページ 登録美術品制度の御案内

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bijutsukan_hakubutsukan/torokubijutsuseido/